

事前評価調書

I 事業概要					
事業名	治山事業（予防治山事業）				
地区名	新城市海老字向田				
事業箇所	新城市海老字向田				
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃山腹斜面を保全し、山地災害を防止する。				
事業目標	【達成（主要）目標】 固定工（ロープ伏）2,550.0㎡、固定工（ロープ掛）1.0㎡、転石整理工7.3m ³ 、落石防護工（落石防護柵）65.0mを設置し、荒廃山腹斜面の保全を図る。				
事業費	事業費	内訳			
	81百万円	■工事費	81百万円	□用補費	百万円、□その他 百万円
事業期間	採択予定年度	平成26年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度 平成27年度
事業内容	固定工（ロープ伏）2,550.0㎡、固定工（ロープ掛）1.0㎡、転石整理工7.3m ³ 、落石防護工（落石防護柵）65.0mを設置する。				
II 評価					
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、山腹の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いいため、治山事業の実施が必要である。			
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。		
		【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。			
②事業の実効性	1) 事業計画	平成27年度に工事を81百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成27年度で、総事業費は81百万円の予定である。			
	2) 地元の合意形成	合意済み			
	判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。		
【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。					
III 対応方針					
妥当	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。				
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容					
■対象（事業完了後5年目） □対象外					
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】					
【主な評価内容】 治山施設の整備状況					